

かいじ号

5月は消費者月間です!

今年度のテーマは、～活かそう権利 めざそう自立～です。

消費者月間は、消費者の利益を守るための法律「消費者保護基本法(現消費者基本法)」の制定20周年を記念して昭和63年に定められました。

消費者を取り巻く環境が変化する中、昨年6月には「消費者保護基本法」が36年ぶりに改正され、法律の題名も「消費者基本法」となりました。

「消費者基本法」では、「消費者の権利」が明記されるとともに、消費者が消費生活に関して、必要な知識や情報の収集などを通じて、自主的かつ合理的に行動するように規定されています。

この月間を契機に、自主的かつ合理的に行動できるよう、消費生活に係るトラブルを未然に防ぐための知識やクーリング・オフ制度、消費者契約法など「賢い消費者」になるための必要な知識を身につけましょう。

イベント情報

	消費生活情報展	消費者フェスティバル
開催日時 (期間)	5月2日(月)～5月31日(火) 午前8時30分～午後9時	5月28日(土) (午後1時30分～)
会場	県民情報プラザ1階 (甲府市丸の内1-8-5)	男女共同参画推進センター(びゅあ総合) (甲府市朝気1-2-2)
内容	「賢い消費者」になるためのパネル展示	講演(講師:宇都宮健児 弁護士)、消費者問題に関するワークショップ、青空市場
問い合わせ先	県消費生活センター(055-235-8455)	県庁県民生活課(055-223-1352)

消費生活に関する相談機関

県消費生活センターでは、商品の安全性や悪質商法等に関する相談に 応じています。
相談時間は、毎週月曜日から金曜日までの祝祭日を除く午前9時から午後4時までです。
消費生活に関するトラブルに巻き込まれたときには、消費生活センター をご利用ください。

■山梨県消費生活センター

- ・所在地:甲府市朝気1丁目2-2男女共同参画推進センター内
- ・電話:055-235-8455

■地方相談室

- ・所在地:富士吉田市上吉田1丁目2-5富士吉田合同庁舎1階
- ・電話:0555-24-9030

ご存じですか？食品表示（加工食品編）

食品表示は、消費者が食品を購入するときの大切な情報源です。ところが、食品の種類や販売形態によって表示の方法や内容が異なるなど分かりにくくなっています。今回は、加工食品の表示について紹介しますので、日常の買い物で役立ててください。

食品表示



加工食品の表示（一般的な表示の内容）

一般消費者向けに販売される加工食品については、次の事項を、その容器又は包装に一括して表示をしなければならないとされています。

名 称	一般的な名称が表示されています。（商品名ではありません）
原材料名	原材料名が重量の多い順に表示され、その後に食品添加物名が表示されています。（一種類の場合には缶詰及び食肉製品を除き省略されることがあります）
内 容 量	基本的に重量 (Kg, g) ・体積 (ml, L) で表示されています。（外見上容易に識別できるものは省略される場合があります）
期限表示	消費期限（急速に劣化しやすいもの。概ね5日以内のもの）もしくは賞味期限（品質の劣化が比較的遅いもの）が表示されています。
保存方法	「〇〇℃以下で保存する」等の温度帯表記、直射日光を避ける、湿気を避ける等の表示がされています。（常温で保存する以外に特段の留意事項がないものは省略される場合があります）
製 造 者	製造者（販売者、輸入者）氏名及び製造所所在地が表示されています。

この他に食品により、原料原産地名、原産国名、アレルギー物質の表示などが必要となります。

具体的な表示の例

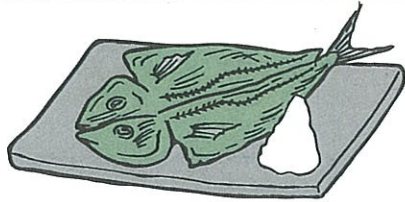
例1：一般的な加工食品の表示

名 称	チョコレート(ケーベルチョコスイート)
原材料名	砂糖、カカオマス、ココアバター、全粉乳、乳化剤(大豆由来)、香料
内 容 量	150g
賞味期限	下部記載
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避け15~20℃前後の冷暗所に保存してください。冷蔵庫での保存の際は密閉して、使用時は室温に戻してから開封してください。
販 売 者	甲府市〇〇〇〇〇〇-〇〇 〇〇〇株式会社 HK

- 食品添加物名が多い順に記載されています。
- 記載箇所を表示すれば一括表示欄外に表示できます。
- 原則は製造者が記載されています。しかし厚生労働省に届け出た製造所固有の記号(例では「HK」)を記載することにより販売者の表示が認められています。また輸入食品には輸入者が記載されます。(この場合は原産国名も表示されます)

例2:生鮮食品に近い加工食品の表示

名称	あじの開き
原材料名	真あじ(オランダ)、食塩
内容量	2尾
消費期限	05.0.0
保存方法	10℃以下で保存してください。
製造者	株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇〇



原料原産地名が表示されています。
表示が義務づけられている食品は次のとおりです。

①うなぎの蒲焼き、かつお削りぶし、農産物漬物、野菜冷凍食品の4品目(従来からの義務づけ品目)

②乾燥野菜、調味した食肉、塩干魚介類などの20食品群(H18.10.1までは移行期間)

ただし②にあつては、主な原材料(原材料に占める重量割合が50%を超えるもの)の原産地(国産品→国産の旨の表示、輸入品→原産国名)について表示されています。

例では、真あじの原産国名が表示されています。

例3:アレルギー物質を含む食品の表示

名称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵、豚肉を含む)、マヨネーズ(大豆を含む)、調味料(アミノ酸)、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸Na
内容量	230g
消費期限	05.0.0
保存方法	要冷蔵
製造者	甲府市〇〇〇〇〇〇-〇〇 〇〇〇株式会社

ハムの原材料としてアレルギー物質の卵と豚肉が使用されていることを示しています。

マヨネーズでは、原材料に卵が使用されることはわかるので、卵は省略され、大豆のみが表示されています。



表示が義務づけられているもの(5品目)

卵、乳、小麦、そば、落花生

表示が奨められているもの(20品目)

あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※なお、加工食品であっても、対面販売等で量り売りをする場合や、その場で飲食をする場合には、表示の必要はないこととされています。

食品安全110番

食品表示に関する疑問やご相談を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

☎055-223-1638

※受付時間：平日午前8:30～午後5:00(土日、祝日、年末年始を除く毎日)



平成17年度山梨県食品表示ウォッチャー募集

食品の表示の状況について、日常の買い物等を通じてモニタリングしていただき、その内容を県に報告していただく、食品表示ウォッチャーを募集します。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、食品の安全性や表示に関心のある方は、お気軽にご応募ください。なお、募集の詳細については、平成17年5月16日以降、山梨県食品安全推進室(☎055-223-1588)までお問い合わせください。

あなたの 個人情報 大丈夫ですか!

消費生活センターには、昨年度、架空請求に関する相談が多数寄せられました。相談のほとんどは、身に覚えのない事業者からの請求でした。発送者は、おそらく何らかの方法で取得した「個人情報」をもとに、通知を出しているものと思われます。

漏れた「個人情報」は、ダイレクトメールや電話勧誘に使われたり、犯罪に悪用されることも考えられます。

今年4月から「個人情報保護法」が全面施行され、多くの個人情報を保有している規制の対象となる事業者に対しては、個人情報の開示や利用中止を要求することができるようになりましたが、個人情報の流出を防ぐため、みだりに個人情報を提供しないように気をつけましょう。

【個人情報とは】

個人に関する情報で、氏名、住所、生年月日などにより特定の個人を識別できる情報

個人情報を提供する場面の例

アンケートに答える



懸賞に応募する



レンタルビデオ店への入会



通信販売等での商品の購入



会員・ポイントカードの作成



個人情報が悪用される例

振り込め詐欺



個人情報を取得した事業者が「振り込め詐欺」や「フィッシング詐欺」などに悪用

悪質事業者が～



悪質事業者が、悪質商法のターゲットとして悪用

見知らぬ事業者が～



見知らぬ事業者がダイレクトメールや電話勧誘に利用

■個人情報の流出を防ぐために

- ・個人情報の提供を求められたときは、利用目的を確認し、納得できなければ個人情報を明かさない。
- ・個人情報を提供する際には、個人情報を他の事業者に提供しないように求める。
- ・利用目的に照らして、必要以上の情報を提供しない。
- ・むやみに個人情報を提供しない。提供の際には、個人情報の提供に見合うだけのメリットがあるのかをよく考える。
- ・インターネット上への個人情報の掲載や電子メール上での個人情報の取扱には充分注意する。
- ・その他（郵便受けに鍵をかける。個人情報が記載されたゴミは小さくちぎって捨てる。など）